五、三五〇MHz以上 五、四〇〇・四MHz未満	一〇〇MHz以上 一五〇・四MHz未満	一五マイクロワット以下
五、四〇〇・四MHz以上 五、五八四MHz以下	一五〇・四MHz以上 三三四MHz以下	二・五マイクロワット以下

注　fの単位は、MHzとする。

ワ　イからヲまでに規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

四　五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（上空にあつては、航空機内で運用する場合に限る。）

イ　前号イ、ロ、ヘ、リ及びヌに掲げる条件に適合すること。

ロ　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1)　占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

五、五〇〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHz

(2)　占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

五、五一〇MHz、五、五五〇MHz、五、五九〇MHz、五、六三〇MHz又は五、六七〇MHz

(3)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

五、五三〇MHz又は五、六一〇MHz

(4)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

五、五七〇MHz

ハ　変調方式は、次のいずれかであること。

(1)　直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合に限る。）

［削る］

［削る］